

高知県軟式野球連盟規約

(会員向け)

高知県軟式野球連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は高知県軟式野球連盟と称す。

(事務所)

第 2 条 本連盟の事務所は、高知市に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟はアマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球を普及し、その健全な発達を図るとともに、会員相互の親睦と社会文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 軟式野球大会の主催及び後援。
- 2 軟式野球の普及発展に関する指導研究。
- 3 全日本軟式野球連盟の主催する各種公式大会への参加。
- 4 軟式野球施設の拡充改善に関する事業。
- 5 軟式野球の技術向上及び健康管理に関する指導研究。
- 6 その他、本連盟の目的を達成するに必要な事業。

第 2 章 組 織

(会 員)

第 5 条 本連盟の会員は、正会員及び役員をもって構成する。

第 6 条 正会員の規則は別に定める。

(運 営)

第 7 条 本連盟の運営は、本連盟規約による他、別に定める規則による。

(支 部)

第 8 条 本連盟は郡、市毎に支部を置くことができる。

第 9 条 支部として、県大会に代表チームを送ることができる資格は、該当地区内で編成したチームを原則として10チーム以上本連盟に登録を完了した支部とする。

第 10 条 支部は、本連盟規約に準拠して、支部規約を定め本連盟理事総会の承認を受けたことにより成立する。

- 1 支部の役員及び組織の改正がなされた時は直ちに本連盟に文書にて報告する

こととする。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 11 条 本連盟の会議は、理事総会・常任総会・三役会とする。

(総 会)

第 12 条 理事総会は本連盟の最高議決機関で理事、役員をもって構成する。

- 1 理事総会は、年 1 回開催する。ただし会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
- 2 理事総会は、全理事の過半数が出席しなければ成立しない、委任状の出席も認める、議決は出席者の過半数による。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - ① 規約の改正
 - ② 事業計画の審議及び事業報告の承認
 - ③ 予算の審議及び決算の承認
 - ④ 役員の選任と承認
 - ⑤ その他重要事項
- 4 理事総会は、会長が議長となる。

(常任理事会)

第 13 条 常任理事会は、理事総会に次ぐ議決機関で、理事長、副理事長、事務局長、常任理事をもって構成する。

- 1 常任理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない、委任状の出席も認める、議決は出席者の過半数による。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 常任理事会の議決事項は、次のとおりとする。
 - ① 理事総会に附さなければならない事項。
 - ② その他本連盟の事業遂行上必要と認める事項。
- 3 常任理事会は、必要に応じ理事長が召集し、緊急を要する事項について審議執行することができる。ただし、次の理事総会に報告し承認を得ることとする。
- 4 理事長は、常任理事会を代表し、その議長にあたる。

(三役会)

第 14 条 三役会は、理事長、副理事長、事務局長で構成する。

- 1 三役会は、常任理事会への提出議案の検討及びその他、緊急を要する重要事項について審議する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 15 条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 4 名以内、理事長 1 名、副理事長 3 名以内
事務局長 1 名、常任理事 25 名以内、理事 30 名以内、監事 3 名以内

(役員の仕事)

第 16 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐する。会長事故あるときは副会長が代行する。
- ③ 理事長は、会長の命を受け会務を統括する。
- ④ 常任理事は、理事長を補佐し、本連盟の規約に定める事項を議決し執行する。
- ⑤ 理事は、総会の決議に従い本連盟の運営を協議執行する。
- ⑥ 監事は、本連盟の、会計を監査し、理事総会に報告する。
- ⑦ 監事は、本連盟の会議に出席し必要に応じて発言することができる。

(役員を選任)

第 17 条 本連盟の会長、副会長、理事、監事は、理事総会で選任する。

- 1 理事の互選により理事長、副理事長、事務局長、常任理事を定める。
- 2 理事は野球関係機関、チーム関係者より選出する。

(役員の仕事)

第 18 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 1 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 19 条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

- 1 事務局に事務局長を置き、必要に応じて職員を置くことができる。
- 2 事務局長は、常任理事の中より選任し、運営事務を担当する。
役員が兼務することもできる。

(専門委員会)

第 20 条 本連盟に専門部並びに専門委員会を置くことができる。

(表彰委員会)

第 21 条 本連盟に表彰委員会を置く、表彰委員会規定は別に定める。

(顧問)

第 22 条 本連盟に、顧問及び参加を置くことができる。

- 1 顧問及び参加は、理事総会で推薦し会長より委嘱する。

第 5 章 会 計

第 23 条 会計規定及び旅費規程は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 1 月 1 日より施行する。
(昭和45年1月1日から平成18年12月31日までの従前の本連盟諸規則は廃止する。)
- 2 平成25年2月10日より一部改正施行する。
- 3 平成26年2月9日より一部改正施行する。
- 4 平成28年2月14日より一部改正施行する。

正 会 員 規 則

- 第 1 条 本連盟規約第 6 条の正会員については、この規定に定めるところによる。
- 第 2 条 正会員とは、本連盟に登録された一般チーム、少年、学童チームとし、次の条件を具備しなければならない。
- 1 一般チーム
- ① 高知県内に居住、または、勤務地を有し、同一職場に勤務する者で編成する職域チーム。
 - ② 地域に居住、または、勤務する者によって編成するクラブチーム。
 - ③ 監督、主将を含めて原則とし 25 名以内の競技者で編成する（マネージャーは除く）
 - ④ 職域チームは、その事業所に勤務する者が半数以上とする。
※高校生以上～登録は可。但し高野連に登録選手は不可。
※国体は 18 歳以上の男性が出場条件。
- 2 少年(中学生)：学童部：小学生男女(年齢制限あり)※学童部は別途規則
- ① 高知県内に居住し、その居住する市、町、村で編成するクラブチーム。
 - ② 20 歳以上の責任者を代表とし編成する。
- 第 3 条 正会員となるチームは、所定の登録申込書及び連盟取り決めの費用を本連盟に提出し、登録を完了することによって資格を取得する。
- 第 4 条 登録に関する細則は、別に定める。
- 第 5 条 正会員である資格は、第 2 条に合致しないときは、失格となる。
- 2 次の事項に該当するときもその資格を失う。
- ① 自ら脱会の意思を表明したとき。
 - ② 除名、その他の処分を受け不適格となったとき。
- (規 律)
- 第 6 条 正会員であるチームの構成員は一つのチーム以外に加入することができない。
- 第 7 条 全日本軟式野球大会の予選会に参加し、代表チームになれば、出場を辞退することはできない。
- 第 8 条 正会員であるチーム及びその構成員は本規約並びに付属規定に違反することはできない。
- 第 9 条 正会員であるチーム及びその構成員が違反したときは本連盟で処分することができる。(厳重注意、期間付き出場停止、無期限出場停止、除名等)
- 第 10 条 本連盟が構成する選抜チーム等結成の際に要請があった場合は出来る限りの協力をすること。

表彰規程

第 1 条 本連盟に功績のあった者に対し、表彰する。

- 1 常任理事会において被表彰者候補を選考し、表彰委員会に諮問する。
- 2 表彰委員会は、常任理事会が推挙する若干名の委員で構成する。
- 3 被表彰者の決定は、出席委員全員の賛同を得ることとする。

(表彰の区分)

第 2 条 表彰は次の区分とする。

- 1 功勞表彰 本連盟の発展に大きな功績のあった者に表彰する。
- 2 永年勤続表彰 本連盟の役員及び正会員として、永年勤続した者に対し、表彰する。
 - ① 勤続年数が 10 年以上の者で 10 年毎に全軟連に推薦する。
- 3 チーム表彰 全軟連の主催する全国大会で、優秀な成績を収めたチームを表彰する。
 - ① 全日本大会にて、ベスト8以上。
 - ② 西日本大会にて、ベスト4以上。
- 4 監督・選手表彰 本連盟の主催する大会で、優秀な成績を収めた者を表彰する。
 - ① 監督 ……本連盟役員の推薦により選考する。
 - ② 選手(投手) ・県大会で、ノーヒットノーラン・完全試合を達成した者。
・支部大会で、完全試合を達成した者。
 - ③ 選手(野手) ・本連盟役員の推薦により選考する。